今月のお知らせ



お問い合わせ先一覧

- ●町役場
 - Ⅲ096-234-1111 (代表)
- ●町教育委員会 (町生涯学習センター)
 - ₩ 096-234-2447 (代表)
- ●町総合保健福祉センター
- **11**096-235-8711 ■町水道管理センター
 - **11**096-234-0755
- ●町民センター
 - **11**096-234-2459
- ●町学校給食センター **111**096-234-0255
- ●町老人憩いの家 (社)甲佐町社会福祉協議会)
 - **111**096-234-0423
- ●御船町甲佐町衛生施設組合 (クリーンセンター)

 - **111**096-282-0688
- ●上益城消防署
 - 096-282-1955
- 御船警察署
 - **111**096-282-1110
- ●上益城広域連合
 - 1096-237-2891
- ●県上益城地域振興局
 - 🌃096-282-2111(代表)
- ●県御船保健所 **11**096-282-0016
- ●県庁

間096-383-1111 (代表)

Monthly Information

0 お知らせ

、確認ができるもの、

印かん

申請に必要なもの

印

お問い合わせ先

町税務課

096 - 234

 $\frac{1}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{1}{2}$

(内線112)

·税務課までご連絡ください などを取り壊した場合は、

屋

減免にかかわらず家

は町税務課で受け付けます |罹災(りさい)証明書]の申請

されるものです。 材料や保険金の請求などに活用 種被災者支援策の適用時の判断 害の程度を証明するもので、各 に被害を受けた場合に、その被 地震によって居住する家屋など 罹災(りさい)証明書」とは

どの被害状況を調査し、 程度を示した「罹災証明書」を 合(程度)などを判定し、 町では、申請に基づき家屋な . 損壊割 損壊

発行します。

▼受付日時

時15分 平日・午前8時30分~午後5

受付場所

町税務課

申請に必要なもの 家屋などの被害状況の分か

時15分

る写真、

運転免許証などの本

町税務課 受付場所

096 - 234 町税務課 お問い合わせ先 が必要です。 ⊠klg105@town.kosa.lg.jp (内線112) 世帯以外であれば委任状 $\frac{1}{1}$

被災した車や家財などの 被災証明書」 につい て

けた場合に、その被害の状況を 写真により相違ないと認めた場 証明するものです。 よって車や家財などに被害を受 町では、申請と被害の状況が 被災証明書」とは、 地震に

ます。詳しくは、町税務課にお 合に、「被災証明書」を発行し

▼受付日時

問い合わせください。

平日・午前8時3分~午後5

※家屋の居住者と申請者が同 ▼お問い合わせ先 分かる写真、運転免許証など 被 本人確認ができるもの、 096 - 234 町税務課 車や家財などの被害状況が (内線112)

12

⊠klg105@town.kosa.lg.

jp

固 ⊠klg105@town. kosa. 定 災 資 L 産 た 税家 減 屋 免な 申 تع . Ig 請 jр

水道料などの減免につい

7

種

保

険

料、

保

育

料

場合があります。 減額または免除が受けられる ついて、被害の程度に応じて 所有する固定資産に災害に 被災納税者の固定資産税に

町税務課に提出してください 減免を受けようとする人は、 るとは限りません。 必ずしも税の減免が適用され より損害を受けた人で、 固定資産税減免申請書」を 対象となる被害であっても、 ただし、 建物損害保険など 税の

明

の

とがあります。 料は、災害など特別な理由に き減額や免除を受けられるこ が困難な場合に、申請に基づ より保険料などを納めること 護保険料、保育料および水道 後期高齢者医療保険料、 介

11096-234-1161

111096-234-1248

どで住宅または家財に被害を受 額の割合に応じて税額の減免が けた場合に、所得金額と損害金 健康保険税については、災害な 発行する「罹災(りさい) (書」が必要になります。 また、個人町民税および国民 町 証 が 日曜当番医 月 日 当番医 電話番号 5月1日 荒 瀬 院 **111**096-234-1161 病 院 5月8日 谷 田 病 III 096-234-1248 桃崎整形外科 5月15日 **111**096-235-8111

> 病 院

田

院

5月22日

5月29日

谷

減免申請手続きには、

町税などの滞納処分(3月分)		
種別		件数・金額など
家 宅 捜	索	0件
差し押さえ	件数	1 件
交 付 要	求	1件
換 価	額	726,342円

お誕生おめでとう

住 所 氏 名 性別 保護者 純平 山下 男 祥 平 田 大村 樹 男 純 町 大 和田真愛琉 女 也 下横田 拓 向山 結 女 茂 文 岩 下 一き製造人 豊嶌 女 基 下横田 男 洋 津 仲原 貴 船 唉月 領 長野 女 次 郎 府

ご結婚おめでとう

所 氏 住 名 輝晃 平 山田 安 . 夫 熊本市 永田 貴子

お悔やみ申し上げます

名 住 所 氏 年齢 中帯主 井手 博幸 53 綾 子 南三箇 邦 子 南三箇 西坂 親 74 井手 元信 86 洋 府 領 俊秀 93 ケイ子 津志田 草野 逹実 66 美紀子 \blacksquare 宮本 世 持 山下マサ子 97 マサ子 上早川 藤崎ミヱ子 87 正 治 芳 内 豊田三津子 58 伸 俊文 74 峰 子 下横田 村田 敏明 96 敏 明 中横田 赤星 野仲美生子 80 美生子 上早川 山 西坂スミエ 78 直 中 臣 平 山下 照子 83 光 安 \blacksquare 有田 保昌 81 信 П 子

甲佐町の人口・世帯数 項目 男 5,214 △39 女 5,814 \triangle 21 計 11,028 △60 世帯数 4.299 △ 5

平成28年3月31日現在

応 熊 急 本 仮 設 地 住 震 宅 に に つ ょ 61 る て

災

害

救

助

法

などに

よる

て

⊠klg104@town. kosa. lg.

jp

わせください。

介護保険料と保育料 お問い合わせ先

町福祉課

096 - 234

1 1 1

 $\dot{4}$

(内線142・143)

ことは、各担当課にお問

.い合

減免申請についての詳

受けられることがあります。

せします。 建設を準備中です。 対象として、応急仮設住宅の 宅に深刻な被害を受けた人を 入居の申込受付につきまして 後日計画決定後にお知ら 在、 町では熊本地震で住 仮設住宅

▼入居できる人

町住民生活課

096 - 234 - 1113

後期高齢者医療保険料

⊠klg205@town. kosa. lg. ⊠klg207@town.kosa.lg.

Jp

①住家が全壊した人 ②住家が大きな損傷を受け、 対象です。 確保することができない人が れかに該当し、自らの住宅を を必要とする人 熊本地震の影響で次のいず 住宅を再建するまで仮住宅

水道料

⊠klg204@town. kosa. lg.

jp

(内線105)

町水道管理センタ

は入居者の負担になります)。 家賃は無料です(光熱費など お問い合わせ先 入居期間は原則2年以内で

保険税

町税務課

096 - 234

1

 $\frac{1}{2}$

(内線115)

⊠klg105@town. kosa. lg.

jp

個人町民税および国民健康

⊠klg114@town. kosa. lg. jp **1**096 - 234 - 0755

からの救出活動などを行いま 医療などの提供や危険な場所 ことが困難な被災者に対し、 ものです。 力の下に応急救助を実施する 国が地方公共団体や国民の協 衣食住をはじめとして教育、 被災者への各種支援につい 災害救助法による救助とは 通常の生活を営む

す。

②障害物の除去 必要最小限の修理を行います。 所有者の資力が乏しい場合に 修理すれば居住可能となり、 住できない場合で、 応急的に

している方に対し、 常生活を営むのに支障をきた などに委託して除去します。 たはその周辺に運び込まれ日 土石などの障害物が住家ま 町が業者

①住宅の応急修理 災害救助法による救助の種類 住居が半壊の被害を受け居

⊠klg205@town. kosa. lg. 内線144) jp

③災害弔慰金など

④被災者生活再建支援制度 帯の世帯主に対して生活の立 資金の貸し付けを行い て直しに資するため災害援護 を支給するとともに、 けた者に対し災害障害見舞 または身体に重度の障害を受 族に対し災害弔慰金を、 自然災害により死亡した遺 被災世 、ます。 精神

を支援する制度です。 により、 けた被災者に対し、 活再建支援金を支給すること 生活基盤に著しい被害を受 自立した生活の開 被災者生

問い合わせください。 判定されます。(申請には罹災 住居の被災状況などによって (りさい)証明書が必要です) お問い合わせ先 詳しくは、 各種制度の適用については 町福祉課までお

熊本地震に係る甲佐町への「義援金」を受け付けます

▶義援金の受け入れ口座 肥後銀行甲佐支店 普通預金 1344726 口座名義 甲佐町災害義援金 甲佐町長奥名克美

- ▶受け付け期間
- ・口座受け入れ 9月30日 (金) まで ・現金書留郵便 6月30日(木)まで
- ※現金書留により義援金を支援いただく場合は、 封筒に「救助用郵便」と記載すると書留郵便物 の料金が免除されます。
- ▶お問い合わせ先

町住民生活課 1096-234-1113 (内線108)

⊠klg204@town.kosa.lg.jp